「第1回 直方市公契約審議会」会議録

開催日時 : 平成28年5月13日(金) 14:00 ~ 16:00

開催場所 : 直方市庁舎8階 808会議室

出席者:(委員)服部会長・岩尾副会長・永冨委員・寒竹委員・津田委員

(事務局) 毛利総合政策部長·大場財政課長

浜田契約係長・平山公会計等担当係長・安部・梅田

1. 平成27年度 第3回 直方市公契約審議会会議録内容確認について

会長 第1回直方市公契約審議会を開会する。

まず議事次第に従い、「平成27年度第3回直方市公契約審議会会議録内容確認について」事務局からご報告いただきたい。

事務局
それでは、説明させていただく。

会議録については、一部修正がある。会議録5ページをご覧いただきたい。 委員よりご意見をいただき、「労務報酬下限額等に関する委員の発言」を追 記しているので、ご確認をお願いしたい。

皆様にご確認をいただき、よろしければ、ご署名をお願いしたい。

委員 私が準備した資料をもとに、この後、副会長含め、いろいろな意見が出された。最終的には、会長の様々な意見が出されたというところで修正されていると思うが、労務報酬下限額を設計労務単価の80%から90%に上げてほしいという私の意見を議事録に追記するよう、事務局にお願いしたところであ

る。

会長 他に追加、漏れ等はないか。なければ、これでよろしいか。

委員一同特になし。

会長
それでは、前回署名委員に指名した岩尾副会長・寒竹委員、署名をお願い

する。

-岩尾副会長・寒竹委員の署名をもらう-

会長

議題(1)「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果について」事務局の説明をお願いする。

事務局

それでは、説明させていただく。

資料の「直方市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート集計結果 について」をご覧いただきたい。

平成27年度公契約条例対象事業契約受注者の8社に対し、アンケート調査を実施した。実施期間は、4月13日(水)から4月28日(木)まで、回答数は7通、回収率は87.5%であった。

なお、表紙の中段に、アンケートの**Q1**から**Q9**までの集計結果の概要を記載している。

2ページをご覧いただきたい。

ここからはアンケートの質問項目及び回答である。なお、質問に対する自由意見は、事業者からの回答内容をそのまま掲載している。また、参考として昨年のアンケート結果を表中に記載している。H26が前回の回答、H27が今回の回答となる。

では、「Q1 公契約条例が制定され、2年が経過しましたが、『公契約条例』についてどれくらい理解できていると自己評価されますか」という質問に対しては、回答をいただいた全ての事業者が「理解できている」「まあまあ理解できている」との回答であった。

なお、前回のアンケート結果では、「あまり理解できていない」という回答もあったが、今回は全ての事業者が「理解できている」との回答であった。 3ページをご覧いただきたい。

「Q2 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する方の適正な労働条件の確保に結びつく成果がありましたか」という質問に対しては、「成果があった」と答えた事業者は4社、「今後成果があると考える」と答えた事業者が1社で、全体の71.4%が「成果があった」「今後成果があると考える」との回答であった。

なお、前回との回答数の違いはあるが、比較すると「成果があった」という回答が増加をしている。また、自由意見にも「年間従事する業務委託等の場合、同一職種による近隣自治体、事業所との給与が優位であり、人材の確保等に優位になった」や「労働者の賃金が条例制定前より大幅に増えている」といった意見も寄せられた。

4ページをご覧いただきたい。

「Q3 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか」という質問に対しては、「つながった」が1社、「今後つながると考える」が4社で、全体の71.4%の事業者が、「つながった」「今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える」との回答であった。

なお、前回と比較すると、「地域経済・地域社会の活性化につながった」

「つながると考える」という回答が増加をしている。

反対に「今後も活性化につながるとは思えない」と回答した事業者からは、自由意見のように「運営上地域のみでの雇用が困難なことが多い」という意見が寄せられた。恐らく「地域経済・地域社会の活性化」という質問に対して、「地元の方だけを雇用して運営したいが、地元の方だけを雇用することは困難だ」という意見だと思われる。

今回のアンケート調査は、昨年度と比較するために質問の項目を昨年同様としているが、自由意見に「質問が難しすぎて答えられないというところが正直なところです」や、前の3ページでも「質問の趣旨がよくわかりませんが」といった意見があった。これらのご意見をいただき、今後アンケートを実施する上では、もう少し分かりやすい表現若しくは補足説明を用いるなどして、事業者の皆さんに回答いただけるようにしたいと考えている。

5ページをご覧いただきたい。

「Q4 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか」という質問に対しては、「工事・業務の質が向上した」という回答もあったが、「今後、工事・業務の質の向上につながる」という意見と、「特に今までと変わらない。今後も今までと変わらない」という意見に分かれた。

なお、前回の結果と比較すると、「向上した」「向上につながる」という 回答が増加しているようである。

6ページをご覧いただきたい。

「Q5 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか」という質問に対しては、昨年同様に1つの手法に偏ることなく、掲示・書面など様々な回答をいただいた。

なお、自由意見に「仕様書には公契約条例での賃金単価は記載されてなく、 知らないままだった」といった意見があった。

今回のアンケート集計結果については、業務委託・指定管理協定を担当する各課へ周知等を行い、いただいたご意見を今後の各課の業務に役立ててもらいたいと考えている。

7ページをご覧いただきたい。

「Q6 労働者等から、公契約条例に関することで相談や問い合わせを受けたことがありましたか」という質問に対しては、回答をいただいた全ての事業者が「なかった」との回答であった。

8ページをご覧いただきたい。

「Q7 労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える点はありますか」という質問に対しては、回答いただいた85.7%の事業者が「必要ない」と回答し、「とても使いやすかった。変える必要はありません」とのご意見をいただいた。

9ページをご覧いただきたい。

「Q8 労務報酬下限額の設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか」という質問に対しては、57.1%の事業者が「課題はない」との回答で

あった。しかし、「課題がある」と回答した事業者からは、「他産業よりも低い」や「公契約条例制定前より賃金が大幅に増えており、労務費増という面で企業としては厳しい」といった意見が寄せられた。

10ページをご覧いただきたい。

「Q9 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていること やわからないことがありますか」という質問に対しては、「困っていること やわからないことはない」と回答した事業者は4社、全体の57.1%であった。 だが、「困っていることやわからないことがある」と答えた3社からは、自由 意見に記載されているような、様々なご意見をいただいた。

最後、11ページをご覧いただきたい。

「Q10 その他、直方市公契約条例に関して、ご意見・ご要望等がございましたら、ご自由にご記載ください」に対しては、「60歳以上の人は対象外ということで、現状は『同一労働、同一賃金』に反する取り扱いを行っており、企業としては厳しい職場運営を強いられております。これらの人の賃金も上げてあげたいのですが、財源がありません」といった意見が寄せられた。

今回のアンケートでは、いろいろなご意見をいただいているが、条例の目的である「労働者の適正な賃金や労働条件等の確保」や「工事・業務の質の向上」、「地域経済・地域社会の活性化」等には、一定寄与されたのではないかと結果から推測される。

アンケートの集計結果の報告は以上である。よろしくお願いしたい。

会長

ご意見・ご質問がある方はいらっしゃるか。

先程の「60歳以上は対象外」というのはどういうことか。

事務局

公契約条例で対象としているのは、**60**歳未満の方である。**60**歳以上の方は 公契約条例の対象外だが、職場では同じ労働をしている。企業としては**60**歳 以上の方も賃金を上げていきたいが、そういった主な財源がないといったよ うな意見かと思われる。

委員

60歳以上を対象外としていることは、むしろ企業の利益になるような気がするが。書きぶりとして財源がないという書き方をしているから、そこが不思議でならない。

会長

直方市の公契約対象の業務以外をやっている場合は、単価が低いところの 仕事を受けていて、そこは、60歳以上の賃金分で何とか補っているというの は分かるが、直方市の公契約対象業務の場合は、低い単価で発注していない 訳だから、財源がないはずはないと思われるが。

委員

そもそも、なぜ60歳以上を対象外としたのであったか。

事務局

当初は、先進自治体の条例を参考に、直方市の条例(案)としていたが、「他 自治体も60歳以上については対象外であったということ」や「若年層の賃金 を底上げしたいということ」等もあり、60歳以上の方を一旦は対象外とした。 ただし、定年の年齢が引き上げられているので、ずっと60歳以上が対象外の ままで良いのかという議論はあった。また、年齢の部分を撤廃してしまうと、 今度は、「高齢者は公契約対象業務を遠慮してください」、「若い人の方が良 い」、「労働力があるから」となり兼ねず、高齢者の雇用の場が無くなるので はないかという議論もあった。

委員

公契約条例上は、年齢の制限はなくても良いような気がする。

例えば、企業側が公契約条例対象案件のみ**60**歳以上の方を全員雇って、意図的に対象者から外した場合のことを考えれば、労働者の立場に立っている公契約条例の趣旨からして、**60**歳以上は対象外というのは、無くしてしまった方が良いのではないかと思う。

事務局

先進自治体の意図をもう一度確認して、必要であれば、議論した方が良い と思われる。60歳以上を対象外としたのは、2年前の話なので。本日、答え が出なくても、この件は検討課題としたい。

委員

アンケートについての意見だが、よろしいか。

はじめに、2ページのQ1。公契約条例については、全社が「理解できている」という回答であった。しかし、3ページのQ2では「成果はない。今後も成果は出ないと考える」という回答もあった。これは、本当は理解していないが、「まあまあ理解できている」と書いたのか、理解していないので、「成果はない」と答えたのか、こういう部分は要チェックである。

さらに、4ページのQ3、自由意見③の「運営上地域のみでの雇用が困難なことが多い」。これは要するに、地域経済・地域社会の活性化につながったと思わないということである。地産地消ではないが、人にしても、物にしても、全てを直方市で賄えるかといったら、多分できないと思う。これは仕方がないので、ここまで考えなくて良いという事は、アンケート上でアプローチした方が良いかと思う。

それと、5ページのQ4、自由意見③に「公契約条例と質の向上とは、あまり関係ないと考える」とある。公契約条例と質の向上とは関係性があるため、これは恐らく公契約条例を十分に認識されていないのではないか。

それと、6ページのQ5。自由意見④の「仕様書には公契約条例での賃金単価は記載されてなく」とあるが、仕様書への記載をはじめ、委託業務を発注する際に担当課からの説明等はないのか。

事務局

このアンケート結果を受け、事務局にて各業務委託の仕様内容の確認作業を行った。その結果、仕様書中には文字の色も変えて、しっかりと「公契約条例を遵守すること」等の記載があった。しかし、この回答をされた方の意見としては、「もっと詳細について記載してほしい」という意味だと思われる。頂いたご意見等については、業務委託・指定管理協定を担当する各課へ周知等を行い、今後の各課の業務に役立てて貰いたいと考えている。

委員

周知は毎回、絶対必要だと思う。周知徹底をお願いしたい。

それと、9ページのQ8の②。「労務報酬下限額の設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか」という問いに「ある」と答え、「公契約条例制定前より賃金が大幅に増えており、労務費増という面で企業としては厳しい」との意見であった。業務の積算にあたっては、労務単価をクリアできる形での積み上げが出来ているのか。

事務局

労務単価をクリアできる形で、予算は確保されている。

委員

それであれば、これは違うのではないか。これは、どういう意味だろうか。

事務局

例えば、同じ内容の業務を直方市と民間、それぞれから請けると仮定する。 民間からの受注分は最低賃金の時給743円としたいが、直方市は公契約対象 のため時給852円となる。民間分だけを時給743円に出来ないので同一賃金の 時給852円にすると、差額分の109円は企業負担となってしまう。これは、労 務費増という面で、企業としては厳しいという意味かと思われる。

委員

なるほど。企業としては、高い方に合わせようとするわけか。逆に言えば、 それはそれで、広い意味で地域活性化につながってくる。

副会長

結果的には、労働者からすれば、良くなっているということだ。

委員

問題点もあるが、アンケート結果としては、良い出来ではないかと思う。

会長

アンケート集計結果について、他にご意見・ご質問はないか。

各委員

特になし。

3. その他

会長

その他、何かあるか。

副会長

福岡県の総合評価方式の導入状況と最低制限価格の設定、平均落札率等についての説明。以下の2点を国土交通省に申し入れる予定。

建設業種の労務単価について

・労務単価の市場調査の方法について、建設業労務単価の中だけで市場調査をやっているため、他業種、製造業と比較ぐらいはして賃金を決めてもらわなければならない。

最低制限価格について

・現在の予定価格の90%上限を95%上限に引き上げるべきではないか。

各委員

社会保険の加入状況、下請等について議論。

委員

国土交通省の資料「i-Construction〜建設現場の生産性革命〜」についての説明。

国土交通省が建設業における施策として進める「i-Construction」を建設業界の現状や実情を説明しながら議論。

委員

予算要求金額と実際に配当される予算についての質疑と議論。 国土交通省・直方市ともに予算要求金額の何割カットという予算配当はして いないことを確認。

各委員

部切りついての議論。

4. 次回公契約審議会の開催日について

会長

「次回公契約審議会の開催日について」事務局の説明をお願いする。

事務局

それでは、説明させていただく。

今、各委員より様々なご意見をいただいた。これを受け、今後の審議会の 進め方についてだが、昨年度の審議会では、条例施行後の状況を確認しなが ら、対象範囲の拡大や労務報酬下限額の引き上げについて議論を重ねてきた。

その結果、『遵守法令に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)を追加すること』・『工事又は製造の請負契約の適用範囲を「1億円以上」から「5,000万円以上」へ拡大すること』を取りまとめた報告書を平成27年5月27日、会長から市長へご提出をいただいた。

市として審議会からの報告書提出を受け、内部で検討した結果、条例の一部を改正すべきと判断をし、本年度28年度より「5,000万円以上」に適用範囲の拡大を行うこととなった。

本年度の現段階での予定だが、工事9件、業務委託・指定管理協定23件が、 新たに公契約条例の対象案件となり、今後も更に増えることが予想される。

事務局としては、昨年度からの継続案件に加え、今年度、新たに**30**数件が対象となることから、公契約案件の状況をしっかりと確認をしたい。確認をしていく中で、審議していく案件等が出た場合に、適宜、審議会を開催して、皆さんに審議をお願いしたいと考えている。

ついては、今後の審議会の開催だが、審議案件が発生すれば、当然、適宜 審議会の開催をお願いするが、審議案件がなければ、労務報酬下限額を決定 する年度末の3月に開催をさせていただきたい。

今年度、事務局としては、対象案件の状況をしっかり確認しながら、審議

| | すべき事項が出た場合に、皆さんに審議をお願いしたいと考えているがいか |
|-----|---|
| | がか。 |
| | |
| 会長 | 市長に昨年度の報告はしなくてもいいのか。 |
| | |
| 事務局 | 昨年度は審議会にて、条例の改正という部分をしっかり議論いただき、審 |
| | 議会からの答申という形で市長に報告していただいた。最終的に議会の議決 |
| | を得て、条例が改正された。 |
| | 今年度は、条例改正に伴い対象案件が増えるということで、事務局として |
| | は、その案件を一つ一つしっかりサポートしていきたい。その中で、審議す |
| | べき事項が発生すれば、委員の皆さんに審議していただき、審議案件がなけ |
| | れば、労務報酬下限額の決定時に審議会を開催させていただきたい。また、 |
| | 今年度の事業終了後には、アンケート調査を実施して、振り返りをしていく |
| | という形で進めさせていただきたいと考えている。 |
| | |
| 会長 | 次回の開催は、平成 29 年 3 月くらいになるのか。 |
| | |
| 事務局 | 次回は、 3 月の早い時期に開催をしたい。日程に関しては、事務局より各委 |
| | 員と調整をして、平成29年3月を目途に開催させていただく。 |
| | |

5. 会議録署名委員の指名

| 会長 | 本日の会議の議事録署名委員を指名する。今回は、永冨委員と津田委員にお願いする。 |
|-----|---|
| 両委員 | 了承した。 |

6. 閉会

| 会長 | これをもって、第1回直方市公契約審議会を終了する。 |
|----|---------------------------|
|----|---------------------------|